

令和2年度第16回合志市教育委員会会議録

- 1 会議期日 令和3年3月25日（木）
- 2 開議時刻 午後2時55分
- 3 会議場所 合志楓の森小・中学校 1階 大会議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 村上貴寛
委員 津川裕恵
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 岩男竜彦
学校教育課 右田純司課長
 湊上佳宏教育審議員
 角田賢治指導主事
 大山寛指導主事
 齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 栗木清智課長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

それでは、少し早いですが、始めたいと思いますので皆さん、御起立をお願いします。ただいまから令和2年度第16回教育委員会議、3月定例会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、御着席ください。

最初に、会議録署名者の指名をしたいと思いますが、池頭委員、村上委員、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の会議録の承認をお願いしたいと思いますが、正誤表が入っております。全部で7項目あります。以上の訂正をお願いしたいと思いますが、それについて何か御意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、これで訂正をしたいと思います。では、承認のほうよろしいでしょうか。

はい、前回の会議録の承認をしていただいたということで4番の日程1、教育長の報告をさせていただければと思います。

それでは、1ページ目を開けてください。

それでは、私から動静の報告をしていきたいと思います。

2月22日 新設校への感謝状筆耕者の村上望華さんに係るテレビ熊本の取材。
西合志中央小学校の支援学級在籍児童に係る教育相談。

2月24日 市議会本会議が開会。

2月25日 市議会本会議の一般質問。

- 2月26日 市議会本会議の一般質問。
- 2月27日 臨時教育委員会議。
- 3月 1日 庁議・政策推進本部会議。合志中の教育相談。
- 3月 2日 質疑打合せ。
- 3月 3日 市議会本会議の質疑及び予算決算常任委員会。
南ヶ丘小学校保護者との面談。
- 3月 4日 菊池教育事務所から次年度の学力充実の施策に係る説明。
文教経済常任委員会。
- 3月 6日 市の剣道錬成大会。
- 3月 8日 熊本北合志安全運転管理者等協議会から交通安全タスキを寄贈。
市の校長会議。
- 3月10日 熊本ドライビングスクールから交通安全傘を寄贈。
- 3月12日 西合志中学校の卒業式。
- 3月15日 庁議・政策推進本部会議。
- 3月16日 総括質疑の打合せ。
- 3月17日 予算決算常任委員会の総括質疑。解放子ども会学習会閉講式。
人権教育子ども学習会の閉講式。
- 3月18日 人事異動に係る教育長内示。人事異動に係る校長内示。
- 3月19日 市議会本会議が閉会。臨時庁議。市の教職員組合が来庁。
- 3月20日 旧菊池医療刑務支所跡地の碑の除幕式。
合志楓の森小学校、合志楓の森中学校の落成式。
- 3月22日 第3回社会教育委員会議。文化芸術自主事業実行委員会。
- 3月23日 南ヶ丘小学校の卒業式。
- 3月25日 合志楓の森小・中学校の給食の試食会。

3月は管内教育長会議が行われておりませんので、資料等も特にありません。

市内校長会議のことについて、お話をしときます。まず、私から、挨拶並びに指導連絡が主ですけども、お話したことというのは、最初に、実際にこの非常に厳しい中で学校内でのクラスター発生ということがなかったということをしっかり評価しましょうと、先生方にも、子どもたちにも「ありがとうございます。」というようなことでお話をしたところです。特に、本年度退職予定の校長先生が7名いらっしやったので、何かこう、きちんと御苦勞に応えるような会とかイベントとか、いうことができないことに関して、本当に申し訳ないとは思いながらも感謝をしたところです。

続いて、教育上の諸問題に関しては、年度末の小中連携ということで、本年度も先生方と情報交換をずっとしていくわけですが、小学校のときには、受け継がれていたのが中学校になって、中学校も1年から2年はいったけれども、2年から3年にがということで、過去のそういった情報の途切れてしまう場合があるので、それをしっかりしてほしいということでお願いをしました。

そして、事故及び不祥事防止では、昨年度起こりました公文書の紛失というのがあ

りましたので、もう本年度は絶対ないようにということで、そこにありますけども、ダブルチェック、個人一人が一人の責任で次の人というのは、当然それは原則ではありますけど、それをチェックする人間が複数いるという体制をしっかりとってほしいということでお願いをしたところです。

健康安全管理について、新型コロナウイルス感染拡大防止については、今度は第4波を起こさないということを念頭に取り組んでほしいということでお願いしたところです。

そして、学力向上については、そこに書いているんですけど、本市では、特に生活習慣学習に関する調査、ただテストの成績だけではなくて、日頃日常の生活や規律や規範意識そういったものが学力としっかり相関関係にあって、そして、ここにこだわって文政というのが間違っておりまして、こだわって文責です。これは打ちミスですね。文責をして取り組んでほしいと。小中一貫教育に関しては、小1から中3に向けて予習課題の割合が増加するとか、そういったことはぜひ取り組んでいただきたいということで、お願いをしたところです。実際にタブレットが、3月には全部の学校に届きますので、4月から具体的な活用方法を、検討に入ってもらいたいということでお願いをしました。

あと、卒業認定についてですが、原級据え置きは、本年度は小学校も中学校もゼロです。全員上がっています。そのことについて、しっかり取り組みを今後も継続してもらいたいということでお話をしております。

それから、内示については、新聞発表が、このときはまだいつするというのが決まっていなかったので、ここに書いてあるけど、3週の末になったということで、実際には、そのあと、臨時の校長会議で内示をしたときに、昨日付で全部の学校が退任の通知、どこに行くというのを発表していいということで出しておりますので、保護者の皆様には各学校からその学校の先生がどこに行くという情報は、まだ新聞発表はあっておりませんが、昨日の時点で、全市の小中学校は、発表しているということになります。

最後、入学事務手続きについて、本年度、少し変わったところもありましたし、例年ですが2次募集が、御存知かと思いますが、私の母校も95名2次募集をします。それから、鹿本高校も100名を超えるというようなことがあって、これはもう、今後、本当に考えていかなければいけないとは思いますが、子どもたちが、実際に、一人ずつ確実にここまでいったと、そして手続等もすべて終わったということの確認をしっかりとってもらいたいということでお願いをしたところです。

最後のところで、この日常生活面もしっかり指導しておいてほしいというのは、卒業したあとの気の緩みで事故とか怪我とかそういったことが予想されるので、そこは徹底した指導をお願いしたいというふうにしたところです。

以上が、私からのお話になりますが、何か御質問等はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

要望という形で、今年度の特に校長の退職者があまりにも多すぎるということにおいては、多分、教育長も事務所長等にお話をされているとは思いますが、あまりにも極端すぎたのかなと。だから、今後はそういうことがないように、異動等についても考えていただきたいというようなことを、一言でも言っというてほしいというのがまず第1点です。

2点目に、ここに市内校長会に書いてある部分の一斉授業も見直していいのではないかというふうなことを話されているということは、具体的にどういうことを教育長として目指しておられるのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○中島栄治教育長

それは、コロナの状況になりまして、子どもたちが授業のとき、班活動とか話し合い活動とかを積極的に進めようということで、取り組んでいました。しかし、このコロナ禍の中、そういったことができずにどちらかと言うと一斉授業、子どもたちは前を向いて授業をするというようなことで、先生も良く言いますが学び合いという活動ではない授業が中心に、しかも、期間が短かったので、短期間の間に終わっていかないといけないというようなことをされました。そして、それを行った結果、今度の県学調の結果、極端に落ちることが無かったんです。つまり、子どもたちも学習のときにその形態で学ぶということを主体的にやれば、その一斉授業、従来の説明をするような一斉授業も、私は学習効果が決して極端に下がるものではないというふうに思うところがありまして、メリハリという部分では、今後、コロナの状況が許せばそういった学び合いというか、子どもたち同士の学習という活動も、自主的な活動も取り入れるんだけど、本来の一斉授業のありようというのも、先生方にもう一回見直して、それも悪いわけではないと決してマイナスではないということ、認識していただくということで、御説明をしました。ただ、本当にそれ一辺倒でずっと先生が話している、それを黙って聞いている、それじゃあ、駄目だと思います。同じ一斉授業でも、本当に子どもたちが自分の課題として聞いたりとかできる一斉授業というのは、ありだということで、捉えてもらおうと思っております。

以上です。

そのほか、ありませんでしょうか。

では、本日は、このあとの議題がたくさんありますので、順番に進めたいと思います。

議案第1号について、係のほうからお願いします。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

議案第1号合志市人権ふれあいセンター及び合志市合生文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について簡潔に御説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表のほうがわかりやすいので、そちらで説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

こちら右側が改正前で、左側が改正後になります。今回の改正につきましては、申請書の押印を廃止するという事で、改正前の右側の4段目のところに、住所、氏名、印というのがあるのですが、こちらをなくすというところで、改定を始めたんですけれども、実は、合併したときから、人権ふれあいセンターと合生文化会館が、それぞれ許可申請書が違う形をずっと取っておりましたので、今回、押印廃止のときに絡めまして、1つにまとめまして施設使用許可申請書という形で、使用施設に2つの施設を入れて一緒に改正をさせていただいたところです。

説明は、以上です。

○中島栄治教育長

それでは、この改正に関してはよろしいでしょうか。では、議案第1号というのは、提案どおり可決というふうにしたいと思います。

続いて、議案第2号、合志市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、係よりお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

関連しますので、議案2号と3号を併せて説明したいと思います。

前回のときに御説明をしたところですが、改めまして、資料の30ページ、31ページを御覧いただけるとわかりやすいと思います。ここにタイトルで書いております、まず前段のところ、公民館条例、それと市民センター条例、泉ヶ丘市民センター条例、こちらをこの間の議会のときに改正しております。

改正の内容としましては、そこに書いてありますとおり、まず総合センターヴィーブル内にある中央公民館について、市外者の利用を可能とするということにしております。そのために市外者料金の新規設定を行うこと。

2番目に泉ヶ丘市民センターは、もともと公民館の位置付けで中央公民館の分館という形になっておりましたが、その分館という枠から外してほかの5つの市民センターと同じような位置付けを行うということにします。よって、泉ヶ丘市民センターも市外者の利用ができるという形になりますので、市外者料金を設定するというようになります。

その下に、下段に現状の課題と31ページまで続いて書いてありますが、ここはあとで御覧いただければと思います。

それに伴いまして議案第2号としては、資料の11ページに戻る形になります。資料の11ページに公民館の名称がありますが、泉ヶ丘市民センター公民館を削除しておりますので、中央公民館のみになるということです。12ページには使用申込書の申し込み欄に市外料金のことが、上から2段目のところに書いてあります。

そして、新旧対照表ではその旨が書いてありますが、9条と10条のところに、それぞれの公民館還付申請書と減免申請書というのを設けてあったんですが、様式がい

ろいろ輻輳しますので、1つにまとめて市民センターも公民館もすべて同じ様式で行えるように社会教育施設使用料還付申請書及び10条では社会教育施設使用料減免申請書というものを使うような形を取らせていただいております。

14ページは新旧対照表にありますとおり、泉ヶ丘市民センター公民館が削除されましたということになります。

それに伴いまして、15ページに市民センター条例に新たに泉ヶ丘市民センターが追加されるということになります。

16ページは、その申請書の様式が新たに追加されたという形です。

飛びまして19ページ、これも泉ヶ丘市民センターが改正後の規則に加わったということになります。

今の第2号、第3号議案についての御説明は以上になります。

○中島栄治教育長

今、説明があったとおりですが、何か御質問等はありませんでしょうか。

では、提案のとおりで御承認いただいたということで、進めさせていただければと思います。

では、続きまして議案第4号、合志市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

議案第4号につきましては、これも先ほどの30ページのところにありましたけれども、文化会館の条例を一部改正しております。条例の中で料金を設定しているんですけども、利用料の中で、館そのものの利用料金の設定が別表第1に載ってまして、別表第2のほうで、あと附属品設備の使用料を載せております。その附属設備は細かいものから割と大きなものまであるんですけども、マイク1個、そこから椅子、そういった細かいものまでずっと載っていますので、それが利用状況とか劣化によって削除する場合があります。そのたびに議会にかけなければいけないような状況が出てきますので、実効性が高くなるように機敏に対応できるように、この附属設備については規則に、別に定めさせていただきたいということで条例を改正させていただきました。そして、今回その規則に附属設備の使用料の一覧表が掲載されたというものであります。

以上です。

○中島栄治教育長

そうですね。この項目が、常時条例改正が必要となると大変ですので、別表にしたということですが、よろしいでしょうか。

それでは、続いて議案第5号の公民館条例施行規則等の一部を改正する規則についてお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

議案第5号に関しましては、資料の45ページになります。これは押印廃止に伴います使用中の印鑑押印のところを廃止したというもの、押印廃止による様式変更に伴うものでございます。これが全部、各一つの文を載せているということになります。

以上です。

○中島栄治教育長

これについては、よろしいでしょうか。押印をなくすということですので、御了解ください。

では、議案第6号、合志市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、係よりお願いします。

○右田純司学校教育課長

資料が47、48ページになります。資料に新旧対照表を付けていけばわかりやすかったと思いますけれども、こちら、先ほどの議案第5号と同じで押印廃止に伴う改正になります。48ページの申請者のところの住所、氏名、旧はここに印という印鑑を押す記載があったんですけれども、押印廃止に伴いまして、その印を外しました。それがこの48ページの奨学資金申請書の様式になります。

以上です。

○中島栄治教育長

これも押印廃止による条例の改正ということですので、よろしいでしょうか。

では、続いて、議案第7号、合志市中学校区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、お願いします。

○ browse 佳宏教育審議員

49ページから56ページまでを御覧ください。新旧対照表で見ていただくとわかりやすいと思いますのでそちらで説明したいと思います。

この議案につきましては、2月の定例会に提案させていただきまして、委員の皆さまから数多くの御指摘、御意見等ございましたので、一旦取り下げさせていただきまして、再度、議案として上げさせていただいているところでございます。細かい文言等、言い回し等につきましては、教育委員さまからいただいた意見をそのとおり訂正させていただいているところでございますので、それ以外で要点のみ説明させていただきたいと思います。

まず、第2条でございますが、ここの言い方の部分で、小中一貫教育というのを一番最初に書きまして、「小中一貫教育を充実するとともに」のあとに「社会に開かれた教育課程を実現し、」そして「地域とともにある学校づくりを推進」というふうな表現で変えさせていただいています。

それから、第3条につきましては、小中一貫教育を第1号に上げています。小中一貫教育を前面に出したところでという順番を入れ替えたというところでございます。

それから、第5条につきましては、52ページの第3項に書かれているものを、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中身と整合性が取れますように、1項に合わせ書きするような形、「ただし、」という形を変えております。その関係で項数が減っております。

大変申し訳ございませんが、第7条がその項の順番が変わったことによりまして、7条の第2項でございますが、第2項に繰り上がっております。申し訳ございません、見落としておりました。

それから、第10条第6項のもともとは「会議録は調整し」という言葉がありましたが、会長が調整すると誤解を生む可能性がありますので、これは「作成し」という表現に変えさせていただいております。

あとの修正のところにつきましては、委員様方のおっしゃったところを踏まえさせて、訂正させていただいたところですので、割愛させていただきます。

以上です。

○中島栄治教育長

じゃあ、確認です。52ページの7条の文面は、一部誤りがあります。第5条第2項ということで御承認いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございました。

○池頭俊教育委員

ちょっと待って。この運営協議会の規則でいいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

1つは質問で、第5条の25名が20名になったのは何なのかというのが質問です。

それから、第3条でもそうですが、各中学校区の各という言葉がいくつも出てきて、本来は、中学校区でやればそこで見るという形でしょうけど、各というのが要らないのではないのかなと思うんですけど、それについてはいかがですか。

○渕上佳宏教育審議員

最初の御質問に対しては、主幹教諭と教頭がこの委員から外れましたので、およそ4名から6名ほどそもそも委員が減りますので、25名にしておくとともに、今までいなかった人たちを増やさなくてはいけなくなりますので、その点で5名程度減らし

たということが理由でございます。

それから、あとのほうの各の言葉ですが、御指摘されれば、確かに無理に要らないなという気もしないでもございません。もしよろしければ、今、ここで確認させていただいて、外させていただくということでよろしいですか。確認させていただきたいんですが、第3条に各中学校区とあります。それから、第12条にたくさん使っております。第1項、第2号、それから第3号項の第1号、第2号に各と付けています。全部で4個付けていますが、これも取ってよろしいでしょうか。それから、第16条に各と付けております。それから、第17条の第3項にも各って付けていますが、これ、無くても、というか必要ないものなので、すっきりさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。これは取るという形で最終的にお願いしてよろしいですか。

○中島栄治教育長

では、各ということに関しては、対象学校ということと中学校区の上にかかっている各です。この2つの各を取るということで訂正をしたいと思いますが、それで御了解いただけますでしょうか。

はい、では、それを取るということで議案第7号は、承認をお願いしたいと思います。

では、続いて議案第8号の令和3年度教育努力目標について、担当より説明をお願いします。

○渕上佳宏教育審議員

資料は添付のA3の勉強会で見ていただいたものと、先ほど説明しておりませんでしたが、もう1つ綴じたカラーのものです。これは令和2年度の学校努力目標及び具体的実践事項について、各学校から4段階の評価が上がってきたものを、平均値を出したものでございます。3ページ以降は中学校校区ごとにまとめておりますので、あとで御覧いただければありがたいですが、1ページ、2ページにつきましては、グラフ化しましたがグラフも今ひとつ見えませんので、色分けをしました。単純に申し上げますと、青で塗られているのは比較的よくできている、白何も塗っていないのは普通、黄色はもう少し、赤が少し課題があるという感じで見ていただくとわかりだと思いましたが、小中一貫教育については、やっていると言いながらまだ黄色が多いですし、反対に校務支援システムそのものICTについては、結構よくできているなどというふうな結果が出ておりますので、その辺の結果も踏まえたところで、こちらの令和3年度の学校教育努力目標及び具体的実践事項については案を作らせていただいたところです。

もう1回確認をしますと、上のテーマのところに教育長の提言の文言を入れさせていただいているというところがまず大きな変更点、それから、重点取り組みでは2番目の項目を大幅に変えて「児童生徒の人権感覚を育成し、居場所のある学校づくりを推進する」というところが大きく変えたところでございます。特に、上から2番目の

○ですが「教職員の「隠れたカリキュラム」に対する認識の変化」というところを入れたところが、特に強調したい変化でございます。

それから、3番については、タブレットP Cを入れることに伴い、特に下から2番目の「プレゼン教育」という言葉を、これは、実は一般的に認知されている要望ではありませんので、これは合志市独自の用語として、今後使っていきたいと考えて、言い換えればI C T版言葉教育ということで考えているところでございます。

それから、具体的な実践項目の中の①の「確かな学力」の中では、もちろんタブレットP C等についても書いておりますが、特に小学校高学年の教科担任制、中学校のチーム担任制への試行というところ。

それから2番目の「豊かな心の育成」のところにつきましては、上から4番目のストレス等への対処やS O Sの発し方を学ぶ学習の実施やレジリエンスを育てる教育活動の充実というところ。

それから、③の「たくましい身体の育成」につきましては、学校給食における非常時を含む対応体制の確立のところ。

それから、④の「特色ある学校づくり」については、特に小中学校教諭等の相互授業乗り入れ等、今までやっている活動をさらに充実させた上でそういうこともというところでございます。

それから、「人権啓発・生涯学習」につきましては、最後、学校教育等の関連性が強いところについて、生涯学習課のほうで増やすということではなくて削れるところは削るという形で出させてもらいたいというふうに考えているところです。

それから、目標値につきましては、何を基準にするかというところで、Aの標準学力検査平均値については市平均、それから、Bの不登校児童生徒については、不登校児童生徒そのものの数ではなくて、教育保障ができていない不登校児童生徒の数ということで、これも市全体で、問題行動発生件数も市全体で。Dの学力テストA～Cの割合は、これは各校ごとに、それから、Eの朝食欠食の児童生徒数の割合も各校ごとに。Fの給食の地場産物県産物の使用割合を給食センター、各校ごとに45%以上、それに最後にこれが新たに挿入したもので働き方改革に絡めまして、学校管理規則第28条の2（在校時間等）第2項の抵触教員数、これをゼロ人というのを目標で掲げて、学校のほうに示したいというふうに思っております。

御承認をお願いします。

○中島栄治教育長

それでは、本市の学校教育努力目標及び具体的実践項目について、また、新たに御意見がありましたら、お願いします。

私も、本年度、この初めて提言しておりました「志合わせて夢実現プロジェクトの推進」を1カ所だけ入れてもらいたいというのを言いました。私が提言しているのは、学校だけではなくて、保護者、それから地域、そして市の今職員がおりますけど、市行政に対しても提言しているものですから、この中の子ども向け、親向け、学

校の先生たち向けの分は関わるよというところで、ここにだけ入れさせていただいたというところです。

○池頭俊教育委員

いいですか。特色ある学校づくりの兼務発令の部分ですけど、今までに確かに西合志中学校等については、中学校の先生が小学校で授業をしていただくというようなこともあったとは思いますが、小学校の先生が中学校で授業をされたというのが今まであるかどうかについてお聞きしたい。

○渕上佳宏教育審議員

私が今年1年では認識したものはございませんが、過年度はありますか。

○角田賢治指導主事

過年度もそれについては、今まではないと思います。

○池頭俊教育委員

そうすると、目指しているものが小中一貫の部分、義務教育の9年間を見通した中の育ちをどうするかということで動いてくるわけですから、ぜひ、小学校の先生も中学校の子どもたちに教えられるようなもの、教科的なものもあるかもしれませんが、道徳であったり、何であったりっていうようなところで、一步踏み込んでほしいなという感じがします。せっかく合志市としては中学校区でいろんなものを考えましようとして出てきているわけですね。どこまで踏み込めるかというのは、今後の部分もあるんですが、なかなか学校の規模であったり、距離であったりしてできないっていうのは、確かにあるというのはわかってはいるんですが、ぜひ、兼務発令をしているということにおいて、それだけ大変なことを兼務発令までしているんだけど、全然使っていないということが無いように、せっかく小中一貫教育の日というのも設定をしているわけですから、何とか、一步踏み出して、子どもたちが中学校に行ったときにギャップを感じなくて、スムーズな形で楽しい学校生活が送れるようにぜひ、そこら辺については工夫をしていただきたいと思います。併せて、先ほども言いましたように、今回のこのグランドデザインについては、本当に良く考えられて一步踏み出しているなというふうに思いますので、当然これから具体的な施策というのは出てくると思うんですが、例えばいじめ不登校委員会等についても、ぜひ、今までの形ではなくって、教育保障ができていない不登校の子どもをどうするかというところに踏み込んだわけですから、ぜひそういうような話であったり議論であったりというのができるように、考えていってほしいなと思います。無理をしているんなことをしてくださいとお願ひしているわけではないんですが、小中の一貫の部分であったり不登校であったり、折れない心であったりというようなことが出てきた以上は、それに対してやっぱりきちんと取り組んでいくということができるところから、教科担任であったり、複

数担任であったりということも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 淵上佳宏教育審議員

ありがとうございました。結果として手前みそになってしまうかもしれませんが、楓の森小中学校につきましては、物理的な制限がないので、事前と早速、そういう形で相互授業乗り入れのところで、今計画を考えているところです。今、池頭委員からおっしゃられた中学校から小学校にはもちろんのことですが、これはなぜ考えやすいかと言うと、中学校の教員は、その教科であれば証明を持たなくても教えられます。例えば、家庭科の教員であれば小学校の家庭科も教えられます。ところが、小学校の先生は、中学校のその教科の免許を持たなければ教えられませんので、反対はなかなか行きにくいし、そこに入り込むというのは専門性が高い中学校の数学の先生に、小学校の仮に中免を持っていたとしても小学校の先生が数学を教えるということは、少しハードルがあるというところが実際にはございます。池頭委員がおっしゃったようにどうしてもTTになってしまういたりとか、それから道徳とか教科の専門性が要らないところに考えざるを得ないのかなと思っていますし、せっかく兼務申請したら、任せきれたほうが本当は働き方改革の場面では良いんですよ。ところが、TTでやると今度は二人で授業を見るということなので、働き方改革であれば、実情は人数が単純に増えるというだけですので、そういった意味では、楓の森小中学校に関しては、小学校の先生に中学校の授業を任せる、中学校の先生に小学校の授業を任せるという形で、今調整を考えているところです。これは人事部の管理もありますので、簡単にはいかないところもあるんですが、幸い今年度は、県のほうからもそういう新設校ということで、中学校には多めに人員を配置していただいているところがございますので、そういうところを生かして、可能な限り実施していきたいと思っていますところです。

○ 池頭俊教育委員

だから、合志楓の森小中学校の部分はいろんな意味で、小中一貫の部分についてはやりやすい環境にあると思うんですね。でも、ほかの中学校区も工夫をすることによって、より良いその学校でしかできないとか、あるいは、もっといろんな創意を出すことによってやれることというのがあると思うんですね。そこに来年度はぜひ一歩踏み込んでほしいなというふうに思っております。

○ 淵上佳宏教育審議員

ありがとうございました。

○ 中島栄治教育長

私も、ぜひ本当、取り組みたいのは、先ほど委員のほうからも御指摘ありました道

徳教育であれば、これは小学校の先生の中に非常に得意にされている方がいらっしゃるって同じ小学校のときの教材をもう一度中学校でやるというようなことも、子どもたちのプラスになると思いますし、もう1つ特別支援学級の先生方です。これに関しては、小学校の担当の先生が中学校に行って卒業した子どもたちとやっぱりもう1回、一緒に勉強をする機会を設けて、不安を解消していったりとか、そういったことも今後は、ぜひ本市では取り組んでいきたいというふうに思います。

では、議案第8号の令和3年度教育努力目標についてはよろしいでしょうか。

続きまして、本日、追加で議案第9号と議案第10号が出ております。

議案第9号、職務級の最高号級を超える給料月給を受ける職員に関する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。課長お願いします。

○右田純司学校教育課長

それでは、資料は今日追加がありました議案第9号の資料で御説明します。こちらでもわかりやすいように2ページ目の改正前、改正後の対照表で説明いたします。

教育審議員と指導主事の管理職手当の額につきましては、市長部局の規則を準用しております。その市長部局の規則が下線部分の名称になるんですけれども、合志市という文言が追加になりました。下線の部分、合志市職員の管理職手当の支給に関する規則、今回合志市と追加になりましたので、それに伴いまして、今回はこちらの規則も一部改正という形になっております。

以上です。

○中島栄治教育長

補足しますと、教育審議員、今は湧上先生がしていただいていますけれども、現職の校長先生を来ていただくような形をこれまで取ってございました。次年度初めて退職された校長先生、現西合志南中学校の校長の草場先生に、教育審議員で次年度から入っていただくということで、この旨改正したところです。

これについては、よろしいでしょうか。人事の発表もしてしまいましたが、1人は、そういうことになっております。

続いて、議案第10号の説明をお願いします。

○岩男竜彦教育部長

私のほうから。9ページを御覧ください。新旧対照表になります。改正後を見ていただくと第4条に部長及び次長ということで、今度次長ができることになりましたので、次長が設置されたことに伴う改正でございます。中身については終わってから発表させていただきたいと思います。

次に11ページを御覧ください。組織に伴うものですが、学校給食班の部分で、この網掛けの部分、黒くなっている部分ですが、給食センターの管理に関するものを追加しております。あと、その他について若干の文言の修正等を行ってお

ります。それと右のほう、改正前のほうに新設校準備班というのがございますけれども、来年度はございませんので、その部分の削除になっております。

続いて、12ページから13ページを御覧ください。こちらについても、若干の文言の修正になっております。

36番、12ページの一番下ですけど、コンテンツ産業創出協議会に関するものは、追加になっております。ほかの部分については若干の文言等の修正を行っております。

以上で、説明を終わります。

○中島栄治教育長

大きくは、部長のもとに次長を置くということの改定によるものと、それぞれの文言がきちんとした文言に変更をしたというような内容になっております。

何かお気づきのことがありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、議案第10号も御承認いただいたということで、それでは、会が始まりまして、約1時間経過しておりますので4時まで一旦中断したいと思います。

午後3時51分 休憩

午後4時01分 再開

○中島栄治教育長

それでは、会を再開したいと思います。

日程3、報告事項等に移りたいとおもいます。

最初に、学校給食における非常時の対応について、説明をお願いします。

○本間有里子学校給食班主幹

では、学校給食班より学校給食における非常時の対応についてのマニュアルの対応の説明をさせていただきます。

報告事項等(1)の資料の表紙を開けていただきます。こちら全部で42ページございますので、簡単に内容を説明させていただきます。

まず、学校給食における緊急事態発生時の速報シート、統一様式です。

2ページに移ります。

こちらは、給食事故発生時の連絡体制、学校給食班の連絡体制、3ページ目が給食事故発生時の連絡体制、単独校の連絡体制になっております。

こちらは、何かしら学校給食の全般的な緊急事態が発生したときに、この連絡網で給食センターへ第1報をいれていただく内容です。こちらは、緊急事態が発生したときに、学校給食班が情報を把握しておくためのものになっております。

4ページ、こちらは、報告様式になっております。

5 ページに移ります。食中毒（疑い）発生時の対応のマニュアルです。

6 ページを開けてください。食中毒（疑い）発生時における関係職員の役割分担表になっております。こちらは、学校全体の役割分担と、7 ページに移ります、共同調理場、給食センターでの役割分担となっております。

8 ページに移ります。食中毒（疑い）事故発生時の連絡体制になっております。

9 ページは、食中毒（疑い）発生時の対応になっております。こちらは、段階的にどのように対応するかというのを表にしております。

10 ページは、学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告書になります。こちらは11 ページも同じです。

続きまして、12 ページを御覧ください。こちらは、食物アレルギー事故発生時の対応になっております。

13 ページから20 ページまでは、アレルギー症状への対応の手順表になっております。

21 ページ、22 ページは、アナフィラキシーショック発生報告書とアレルギー対応におけるヒヤリハット報告書になっております。

続きまして、23 ページ異物混入等発生時の対応になります。

24 ページを開けてください。こちらは、給食センターにおける異物混入した場合の対応表になっております。

続きまして、少し飛ばしまして、28 ページを開けてください。こちらは、学校における異物が発見された場合の対応表になっております。

28 ページから30 ページまでが、その対応表になっております。

31 ページは、報告書です。

続きまして、32 ページ、ノロウイルス感染発生時の対応になっております。

それと、35 ページの新型コロナウイルス感染発生時の対応は、どちらとも従事者本人がコロナウイルス、ノロウイルスに感染した場合もしくは感染疑いの場合の対応表となっております。こちらは、給食を止めるか、止めないかというところにも関わってきます。35 ページコロナウイルスのところですよ。

38 ページは、コロナウイルス感染症対応のフローです。給食を止めるかどうかというところも、判断のフローチャートになっております。こちらは、42 ページまで従事者本人、配送員等のフローチャートになっております。

こちらが、4月1日から合志市教育委員会として、各学校へマニュアルを配布して運用をしていきたいと考えております。

以上で、簡単ではありますが、報告をいたします。

○中島栄治教育長

ありがとうございました。これまで、私も気付いてなかったんですけども、センターと自校とで方法が、把握の仕方や確認に違いがあったり、自校同士でもずれがあったりしておりました。それを、今回、こういった形ですべての給食について同じよう

な対応がきちんとできるということで、これを作っていただきましたので、先ほどの細かな訂正もしっかり入れながら、今後は全部の学校がこれを確認することで、安全安心な給食の提供を進めたいというふうに思っております。

では、この件につきましては、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、4月の行事予定についてお願いします。

○ 渕上佳宏教育審議員

57ページを御覧ください。掻い摘んで説明をさせていただきたいと思います。令和3年度4月でございます。

まず、合志市行事関係でございますが、教育委員会、学校に関係するところだけ申し上げます。

4月 1日 転入者・初任者辞令交付式。市の自主校長会議。

4月 7日 市の自主校長会議。

4月 8日 小中学校の始業式。

4月 9日 午前中が小学校の入学式。午後が中学校の入学式。

4月13日 市の校長会議。

4月15日 市の教頭会議、教務主任会議。

4月26日 教育委員会会議。

県関係も、年度当初には、最初の説明会、研修会、会議等がずらっと入っていますが、これは割愛して説明しません。こういう予定が、コロナ関係でどうなるかわかりませんが、オンラインで大分定着して参りましたので、オンラインで行われるものもあるかと思えます。

次に、教育事務所関係についてです。

4月15日 管内教育長会議。

4月16日 管内校長会議。

次に、関係団体についてです。

4月 8日 他の市町もすべて小中学校が始業式。

4月 9日 他の市町もすべて小中学校が入学式。

それから、学校行事についてです。

4月16日 合志南小、西合志東小が授業参観と懇談会。

4月17日 合志小、南ヶ丘小、西合志第一小、西合志中央小、西合志南小、西合志南中が授業参観とPTA総会。

4月18日 西合志中が授業参観とPTA総会。

4月24日 合志中が授業参観とPTA総会。

以上です。

○中島栄治教育長

では、4月の行事予定については、何かありませんか。

なければ、26日の教育委員会議を午後1時半からということでもよろしいでしょうか。

それでは、4月26日の1時半より庁議室にて教育委員会議を実施したいと思います。

では、続きまして、生徒指導について、まずお願いします。

○大山寛指導主事

58ページを御覧ください。

30日以上欠席者である長期欠席者、2月末で107名。そして、不登校でこの中でカウントしてある児童生徒数が42名になっております。以前からも申し上げておりますとおり、コロナ禍で出席停止等もありまして、なかなか見えていない部分もありますが、数字的にはこのような数字となっております。

いじめの認知件数につきましては、2月に一気に20件上がっていますが、これは、12月、1月あたりに心のアンケートを12月に実施しまして、そこで出てきたものを各学校で、丁寧に聞き取り等を行って認知をした件数を2月に一気に上げているという状況で、2月に一気に起こったというわけではございません。今までの分ですと見れていなかった部分があったものが、2月に一気に心のアンケートによりカウントをされたと御理解いただければと思っています。

今、いじめ問題については、30件すべて出ておりますが、現在のところ、いじめ自体はやんで最低でも3カ月以上見守りが必要ですので、最低そこまでは、必ず、対象の被害の子ども、そして保護者の方等と話をしながら、心身の苦痛が残っていないかどうかを確認をしていただきます。

先ほど、池頭委員からも御意見をいただきましたとおり、来年度は、いじめ及び不登校対策委員会でも、すべて、一気ににはできないかもしれませんが、ストレス対処法やSOSの発し方を学ぶ学習、あとレジリエンスを育てる教育活動等の研修を市でも担当の先生方にはなりますが少しずつ行っていく、各学校で実践をしていただいたり、逆に各学校から好事例を挙げていただいて共有をしたりする場を設けていきたいと考えているところでございます。

私からは、以上です。

○中島栄治教育長

今年度、コロナ禍だったので、実数がつかみにくくて、純粹にこれだけ減ったんだったら、とてもいい結果ではあるんですけども、実際は、そうではないというところもありますので、また、次年度に向けての取り組みになると思います。

心のアンケートのいじめの認知に関しては、私からも各学校の校長には、被害児童の子どもたちのことを考えて積極的に認知をして、数として把握をしておいてほしい

というようなことを伝えておりましたので、各学校からも被害児童生徒の立場に立った形で認知件数が増えたことになっております。

○池頭俊教育委員

いいですか。いじめの数がたくさん出るということよりもそれにどう対応していくかということで、出ることが問題ではないんですが、心のアンケートをしたらこれだけ出てきたって言うんだったら、じゃあ今まで学校でやっているアンケートはなぜ出ないのかな。常にそういうのに目を光らせる、でもこういうふうにいじめは出てきていますよというのが普通なのかなと思うけど、なぜ心のアンケートのときだけたくさん出てくるのかなというのを、調べてもらって、常日頃のアンケートでもきちんと書けるっていう状態を作ってもらいたいのかな。そしたら早めに対応が出来ると思うんですね。

以上です。

○大山寛指導主事

ありがとうございました。今の貴重な御意見を生かしていこうと思います。今後も協力しながらやっていきたいと思います。

○渕上佳宏教育審議員

平成24年度に同じようなこと県全体で話題になりまして、あえて24年度から25年度に変えるときに、わざと、文章で書くのを増やしました。そのときに文章で書くみんな書くんですよ。そうすると、誰が書いているかというのを、子どもたちが確認できない。ところが、簡易版のアンケートというのは、○付けたりすると書いているのがわかるんですよ。だからその辺は、アンケートの取り方の工夫をしないと、どうしても書きにくいというのはあるのかもしれないですね。心のアンケートは、1時間十分かけてみんな書きますので、だからたくさん書き込めるので、だからそこは工夫が必要かなと思いました。

○中島栄治教育長

これに関しては、大事なことがどこから出たというものが最終的にあると思うんですよ。本人、保護者からの訴えまでわからなかったというよりは、事前に周りの子どもたちが気付いて情報が入ってきたというのがどちらかといえば増えてほしいですね。

○大山寛指導主事

先ほど審議員からも出たように隠れたカリキュラムというところに関係するのではないかなと思います。

○瀏上佳宏教育審議員

その辺がわかっている先生は、雰囲気では何かおかしいぞと思ったら、そういう見方で見えるんですけど、そういうのがわからない人は、目の前で起きていることが当たり前みたいな感じになってしまうので、そういうところを教員が見る目というか、気付く力を育てないといけないと思います。

○中島栄治教育長

これに関しては、次年度もしっかり取り組みたいと思います。

じゃあ、よろしいでしょうか。

では、次に、議会報告についてお願いします。

○岩男竜彦教育部長

一般質問については、先ほど教育長からありましたので、資料に書いてありますので、何かありましたら私まで御連絡いただければと思います。予算につきましては、課長から簡単に説明させます。

○右田純司学校教育課長

予算関係につきましては、まず学校教育課の説明をいたします。

まず補正予算ですけれども、この別冊資料2を御覧ください。

この補正予算につきましては、年度最終の補正予算になりますので、主に事業は確定しております。その分の執行残等を減額しております。補正につきましては以上になります。

それと来年度の新年度当初予算につきましては、別冊資料A3の横ですね、予算概要説明資料で説明いたします。時間もございませんので、主なものだけを説明いたします。

学校教育課関係は、3ページをお開きいただきますと、一番上に9で義務教育の充実という事務事業の番号が振ってあると思います。学校教育課関係はこの事務事業が一番多いです。

来年度の主なものにつきましては、一番左側の番号で説明しますと、番号の3番、4番です。事務事業名称がGIGAスクール推進事業（小学校）その下に（中学校）とございます。予算額は、合わせますと836万1,000円となります。主な理由としましては、来年度にすべての小中学校の職員室にも、校内無線LANの環境整備を行いますので、その予算となります。本年度にGIGAスクール構想の前倒しという形でタブレット整備と校内無線LANの整備を行っております。

ここで、令和2年度の当初予算がゼロというふうに載っていると思いますけれども、この理由としましては、昨年度途中で前倒しになりましたので、補正予算で計上しております関係で当初予算がゼロという形になっております。

それと関連しまして、この事務事業ではないんですけれども、先ほど、勉強会で説

明があったICT支援員の業務委託を来年度行っております。だいたい3名の方で、1校あたり1日3時間、週2回の割合で各学校を回ってってもらう計画としております。

それとタブレットが配置されますと、家に持って帰っての持ち帰り授業とかも想定されます。その対応で、インターネットが無い環境の家庭のうち、就学援助世帯につきましては、本年度にモバイルルーターを購入しておりますので、そのモバイルルーターを無償で貸し出すところで考えております。GIGAスクールにつきましては、以上です。

5ページの、番号の56番になります。事務事業が学校給食運営事業です。予算額が1億9,521万5,000円を計上しております。昨年度と比べますと、約4,300万円ほど増えております。主な理由としましては、本日、試食をしていただきましたけれども、新設校につきましては、調理業務の一部業務委託を、市内の学校で初めてしております。その分の委託料が主なものになります。

それと、最後になりますけれども、事務事業番号66番、小中学校運営事業（中学校）です。予算額としましては、2,261万2,000円を計上しております。昨年度比で約2,200万円増えております。理由としましては、来年度が中学校で教科書改訂になりますので、それに伴います指導者用の教科書等の購入を計上しております。

学校教育課としましては以上です。

○栗木清智生涯学習課長

続けてよろしいですか。生涯学習課になります。生涯学習課も別冊資料2が補正予算になりますが、学校教育課と同じように、最終補正予算ですので、確定予算の減額が主なところですよ。

特徴としましては、コロナの影響で各施設等の利用者の減がっておりますので、大会の中止、イベントの中止が全部相次いでおりますので、利用者の減少による収入額がまず減っております。反対側には利用されないもので、電気代、それに関する燃料代、その辺がかなり余っていますので、そちらのほうが、例年になく、大幅な減額というふうになっております。

あとは、前年度ぐらいから、先々イベントをするという予約をしておいた団体の方たちが、利用したくて、もうすぐコロナがあけるかも、使えるようになるかもと一旦お金は払っていますけれども、また、使うかもで順延していくと、次使う予定のときのお金をそのとき充当していくんです。結局、できませんでしたということになると、会計年度が変わる関係で、予算を持っていないものですから、その分で施設使用料の返納金というところで、償還金利子及び割引料というところで予算を組まなければいけなくなるんで、その使用料の返還するための予算を新しく十数万組んでいるところがあります。補正に関しては以上になります。

大きな資料になりますけど、資料3です。こちらも多いので、拡充と新規のみ御説

明したいと思います。

資料の7ページ目になります。

左の番号で言いますと10番、総合センター維持管理事業になります。右のほうに
いっていただきますと比較増減につきましては、2,200万円ほど増額しております。
右のほうに拡充事業とあります。ここの主なところでは、真ん中の表の終わりの
ほうから総合センター保全計画策定業務委託というのを出すことにしております。こ
れは各施設の長寿命化を図っていくことで施設管理をしていくんですけれども、ヴィ
ーブルは大きな建物でもありまして、空調、電気いろいろ輻輳しておりますので、そ
このどこが悪いのか、どれぐらい費用がかかるのか、例えば何年ぐらいの計画を立て
て修繕、改修につなげていくのか、そういうものの保全計画を立てるものになりま
す。

同じページの、拡充とは言えないんですが、5番目、小学校運動部活動の社会体育
移行支援事業の右側にいきますと100万円ぐらい増額しております。これは、学校
の体育倉庫と社会体育化した場合の体育の道具の置き場所が、学校の管理上、輻輳さ
せるとまずい状況がでる学校がありますので、倉庫の設置を考えているところです。

最後のページの9ページになります。一番下の行になります。6番、ドキュメンタ
リードラマ郷土の偉人シリーズ日本で初めてワンピースを作った女性、原田茂さんの
事業になります。右のほうにいきますと、予算としては2,100万円上げておりま
す。新規事業としまして、合志市の偉人であります原田茂さん、こちらは近代文化の
表彰を受けられた方になりますが、原田茂さんのドキュメンタリードラマの作成を考
えているところです。以前、TKUで合志義塾のドラマがありましたが、それと同じ
ような形になります。それと関連しまして特別展の開催等を行う予定でございますの
で、その分の委託料が上がっております。

生涯学習課からは、以上になります。

○中島栄治教育長

では、続けて人権啓発課お願いします。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

人権啓発教育課です。補正につきましては、同じくマイナス補正、不要額になりま
すけれども、いろいろ人権啓発教育課も、コロナ禍によりましてかなり事業が中止、
延期になったんですけど、教育委員のみなさんに渡したDVDとか、あと、ユーチュ
ーブを活用するなど、必ず代替案を出し合いながらほかのほうで、いろんな啓発教育
を示すところですので、そちらのほうは、割愛させていただきますので、また今後と
も3年度のほうは御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどのA3の資料になりますけれども、8ページ、9ページ、人権が尊重される
社会づくりが人権啓発教育課になりますけれども、ほぼ、そんなに大きく金額は、比
較部分は変わりませんので、1つだけ御説明をさせて終わりたいと思ひます。

9 ページ右側の、左側の番号でいきますと 20 番、人権ふれあいセンター維持管理事業の部分ですが、真ん中あたりに R3 予算、R2 当初と比較とありますが、実は、令和 3 年度に大規模改修事業ということで、屋根の防水、照明の LED 化による設計委託料と工事請負費の増額という形をしておりますので、こちらも、国と県の補助によりまして、3 分の 2 の補助をいただいて、かなり有意義な大規模事業になりますので、そちらを活用して大きな改修ができるというところで、予算を計上させていただいたところなんです。今のところほぼ内示はいただいておりますので、補助金はあるだろうということで、早速、新年度に入りましたら申請に入っていきたいと思っておりますので、もし大規模改修が終わりましたら、この教育委員会も人権ふれあいセンターで開いていただきましたら、よろしいかと思っておりますので、また計画をよろしくお願いします。以上です。

○中島栄治教育長

じゃあ、以上の説明について、何か御質問等はありませんか。

では、続きまして、令和 3 年度教育委員年間スケジュールについて、簡単に説明をお願いします。

○右田純司学校教育課長

資料の 59 ページをお開きください。

こちらに教育長及び教育委員の年間スケジュールの資料を載せております。

まず、最初に訂正ですけれども、申し訳ございません。5 月 22 日の楓の森中学校体育大会ですが、これを 22 日から 23 日に訂正をお願いします。

その下の中学校体育大会 23 日と書いてありますけれども、これを 16 日に訂正をお願いします。

まずは、年間スケジュールにおきましては、大体、例年と同じスケジュールとなっております。来年度の違うところは、8 月 5 日、6 日、九州地区市町村教育委員研修会、福岡のほうでありますけれども、これが、2 年に 1 度開催になっておりますので、来年度につきましては、この研修に参加する年になっております。

その一番下のその他で概要訪問や、経営訪問と書いてあるところがございます。特に概要訪問は例年 5 月に行っております。今のところは、予定としては行うところですが、これもコロナの影響でまた変更になることもございますので、またその都度御連絡をいたします。

あと運動会とか細かい行事予定につきましては、またあとで説明があると思います。またこの別冊の資料に詳しく書いております。

それとまた出席が多いですけれども、またよろしく願いいたします。

○中島栄治教育長

実際は、喫緊の状況、コロナの状況等によって大きく変更はあるかもしれませんの

で、確認をよろしくお願いします。

では、小中学校の入学式について、報告をお願いします。

○右田純司学校教育課長

それでは、資料は60ページをお開きください。

まず、来年度の小中学校の入学式ですけれども、期日が小学校、中学校同じく4月9日です。小学校が午前中、中学校が午後から、例年どおりになります。来年度から新設校の2校も追加になっております。その中に各学校の出席の教育委員の方々、あと市役所からの出席者も記載しております。名前が入っていないところは、まだ、異動があっておりませんので抜きにしております。

説明は以上です。

○中島栄治教育長

入学式は、この割り振りでよろしいですね。よろしくお願いします。

では、新型コロナ濃厚接触者等の状況について説明をお願いします。

○角田賢治指導主事

資料は61ページなります。

まずは1カ所訂正を先にお願いします。右側の太枠で囲んでおります月が2月となっておりますが、3月の間違いで修正をお願いします。申し訳ございません。

3月19日現在の状況です。御覧いただいたとおり4件ということで、先月よりも更に学校としては落ち着いてきている状態になっているということになります。感染防止対策等も今継続して行っていますので、現状もしっかり継続して取り組みをしていきたいと思っております。

以上です。

○中島栄治教育長

これを見ただけでも、1月の177件のときは、どうなることかというふうな状況だったんですけど、これは今後も維持することを、先生たちや子どもたちともしっかり気持ちを持っときたいと思います。

では、その他別件で。

○角田賢治指導主事

机上に教育委員会の令和3年度の行事予定の一覧を置いております。3月19日現在の暫定版でございますので、年度末に、再度、教育事務所のほうから調整したものが上がってまいります。4月になりましたら正式版をお渡しができるかと思えます。表紙に主な行事のみの記載をしております。こちらの幾つか訂正だけさせていただきます。

主な学校行事で、運動会、体育大会、先ほどありましたように中学校は、5月16日熊本市と管内統一で行うということで、16日に変更になっております。それに伴いまして、楓の森中学校は、23日の日曜日という形で、ここに変更をしたところです。

併せて小学校は、5月30日で当初から予定をしておりましたが、中学校が1週間繰り上がりましたので、23日に運動会を行うという学校も幾つか今検討をされているようです。これは学校の規模数によって23日も可能というところになりますので、今5月30日の日曜日としておりますが、23日の小学校も出てくる可能性があるというところをご承知おきください。

総合訪問については4校、そこにある期日で、今、教育事務所のほうとは調整をしているところです。

研究発表会につきましては、11月5日の西合志中学校区、今年度一旦中止にしましたが、5日で調整をしております。ほぼここで決まってくるところで今進めております。

卒業式につきましては、小学校はここで確定をしておりますが、中学校は入試の合格発表の日程で前後する可能性があります。

ここまでの主には教育委員会の行事になります。詳細についてはまたその都度、教育委員会等でお知らせをしていくことになるかと思っておりますので、ご承知おきください。御予定に入れていただければと思います。

以上です。

○中島栄治教育長

では、一応暫定版ということですので、参考をお願いしたいというふうに思います。

では、その他別件でありませんか。

○池頭俊教育委員

その他いいですか。

○中島栄治教育長

はい、なにか。

○池頭俊教育委員

中学校の卒業式に行かせてもらって、今なかなか全体的に話すこともなくて、とても校長先生の思いの詰まった卒業式を見ることができました。小学校の卒業式も、日頃、校長先生が語りかけているような話を散りばめられて、いい卒業式だったなと思いました。その中で、どうしても気になることがあって、それは、課長さんも気にされていると思うんですが、合志中学校のハトが3羽、常に式のとくに、飛び回って

いるんですね。たまたまそこに糞はしなかったんですが、厳粛な中にあれだけ素晴らしい卒業式をしているのに、パタパタパタとそしてぱっと止まる、またこっちからくるとなればって止まるというあの状態は、どう考えてもなんとかしていただきたい。もちろん、駆除するのには多額なお金がかかるっていうのはわかっているんですが、糞が落ちなかったからよかったんですけど、子どもたちが本当にしっかり聞いてくれたんですけど、話から何から、あれ落ちたりすると、わぁとなつて、本当に式そのものが駄目になるのではないかなって強く感じましたので、無理なお願いかもしれませんが、ぜひ、入学式までには何とかしていただくとありがたいなと思います。

以上です。

○中島栄治教育長

はい、それは早速できることを相談させてください。

そのほか、何かありませんか。

それでは、これで終わりたいと思いますので、御起立お願いします。

以上を持ちまして、令和２年度第１６回教育委員会議３月定例会を終わります。

お疲れさまでした。

午後４時４１分 閉会